５高福第１１９０号

令和５年５月２日

各高齢者施設等管理者　様

愛知県福祉局高齢福祉課長

（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症の発生に係る報告について（通知）

　日頃より本県の高齢福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このことについては、これまで全ての高齢者施設等において感染者が１名でも発生した場合は、県高齢福祉課まで報告をいただいているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を機に全数把握を見直し、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け厚生労働省通知）に準じ、令和5年5月8日から入所・入居系施設及び通所・短期入所系事業所において一定数以上の感染が発生した場合のみ報告をいただくよう取扱いを変更しますので、御承知くださいますようお願いします。

また、対象施設・事業所におかれては、引き続き御協力をお願いします。

記

１　対象施設・事業所

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業を行う事業所、老人短期入所事業を行う事業所、小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、老人福祉センター、認知症グループホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、介護老人保健施設、看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、介護医療院

※上記以外の施設・事業所は報告の必要はありません。

２　県高齢福祉課への報告が必要な場合

１０名以上又は全利用者の半数以上の感染が発生した場合

※発生時のみ。その後の経過を報告する必要はありません。

３　報告方法

　　別紙様式により、県高齢福祉課へメールにより報告。

＜アドレス：korei@pref.aichi.lg.jp＞

担当　施設グループ

電話　052-954-6287（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

担当　介護保険指導第二グループ

電話　052-954-6861（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）